

奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）構成団体の相互協力の下、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT: Disaster Welfare Assistance Team）（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- 二 要配慮者
高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- 三 福祉専門職等
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者
- 四 避難所等
避難所、福祉避難所その他災害時に要配慮者を受け入れる施設

(チームの編成等)

第3条 チームは別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験がおおむね3年以上の者で構成し、1チーム当たり5名程度で編成する。

- 2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
- 3 チームにおいて業務調整及び庶務等を行う人員（ロジスティック要員）として、奈良県（以下「県」という。）職員及び奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）職員をチームに加えることができる。
- 4 1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。
- 5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後おおむね3日後から2ヶ月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(活動内容等)

第4条 チームの活動は次の内容を基本とする。

- 一 避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

- ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。
 - イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
 - ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。
- 二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- 三 その他
- ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
 - 3 チームの活動に当たっては、被災都道府県災害対策本部や被災市町村災害対策本部、保健医療活動チーム（医療救護班、保健師等支援班の保健医療活動を行うチーム）等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
 - 4 活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、活動で知り得た個人情報をも目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

（ネットワーク構成団体との事前協定等）

- 第5条 県及び県社協は、ネットワーク構成団体（福祉施設関係団体及び福祉関係職能団体）と、奈良県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。
- 2 ネットワーク構成団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する法人等のうち、チームへの協力が可能なものについて、奈良県災害派遣福祉チーム協力法人届出書（様式第3号）を県社協に提出するものとする。
 - 3 ネットワーク構成団体のうち、福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員のうち、チームへの協力が可能な者について、奈良県災害派遣福祉チーム協力会員等届出書（様式第4号）を県社協に提出するものとする。

（協力法人等との事前協定等）

- 第6条 県及び県社協は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）と奈良県災害福祉支援チームの派遣に関する協定（様式第5号）を締結するものとする。
- 2 協力法人等は、自らの法人等に所属する職員のうち、第3条第1項に該当し、チームへの協力が可能な者について、奈良県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（様式第6号）を県社協に提出するものとする。
 - 3 ネットワークは、前項により届出のあったチーム員候補者に対し、災害時の

- 福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。
- 4 県社協は、前項の研修を終了した者について、奈良県災害派遣福祉チーム員登録名簿（様式第7号）を作成するとともに、奈良県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。
 - 5 協力法人は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかに奈良県災害派遣福祉チーム員変更届出書（様式第9号）を県社協に提出するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体に係る前条第3項の届出内容に変更が生じたときも同様とする。
 - 6 県社協は、協力法人等又はネットワーク構成団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第4項の登録者名簿を修正するものとする。

（派遣基準）

第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- 二 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。
なお、派遣要請は、原則として奈良県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- 三 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。
- 四 その他特に必要であると県が認めるとき。

（派遣）

第8条 県は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討の上、ネットワーク構成団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。

- なお、派遣依頼は奈良県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。
- 2 前項の派遣依頼を受けたネットワーク構成団体又は協力法人等は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を県社協に報告する。
 - 3 県社協は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、県に報告する。
 - 4 県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、県社協、チーム員、協力法人等、ネットワーク構成団体等に通知する。
 - 5 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、奈良県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第12号）により、県及び県社協に報告するものとする。
 - 6 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

(費用負担等)

第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 県はチームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料を負担する。

(研修及び訓練等)

第10条 ネットワークは、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 ネットワークは、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

(周知・啓発等)

第11条 ネットワークは、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町村・地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士等
職 種	ホームヘルパー、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等